

## 神戸市カラス対策ネットの支給に関する要綱

平成30年6月30日 環境局長決定

令和3年4月1日 一部改定

令和4年4月1日 一部改定

令和7年4月1日 一部改定

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭系ごみ集積施設又は集積場所（以下「クリーンステーション」という。）において使用するカラス対策ネットを支給することにより、カラスによるごみの散乱を防止し、収集作業の円滑な実施及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 カラス対策ネットの支給を受けることができる者は、クリーンステーションを利用する者の代表者（以下「代表者」という。）とする。

### (支給の要件)

第3条 支給の要件は、次のとおりとする。

- (1) カラス対策ネットを燃えるごみのクリーンステーションで使用すること。ただし、燃えるごみクリーンステーション以外でも、鳥獣被害対策が必要な場合は使用可とする。
- (2) カラスによるごみの散乱被害があること。又は被害が生じるおそれがあること。
- (3) 「神戸市カラス対策ネット支給申請書」（様式第1号）に記載する使用に際しての注意事項を遵守し、カラス対策ネットを適正に維持、管理ができること。

2 環境局長は、カラスによるごみの散乱被害が顕著で特に対策が必要であると認める場合は、カラス対策ネットを支給することができる。

### (支給するカラス対策ネット)

第4条 支給するカラス対策ネットは、次のとおりとし、前条を満たす対象者に対して、予算で定める範囲内で支給する。

- (1) カラス対策ネットは、小サイズ（2m×3m）又は大サイズ（3m×4m）の2種類とする。
- (2) 支給する枚数は、原則として1クリーンステーションにつき、クリーンステーションの大きさに応じて小サイズ又は大サイズのいずれか1枚とする。  
ただし、クリーンステーションの大きさやごみの排出状況により、1枚のネットですべてのごみを覆うことができない等、環境局長が必要と認める場合は、複数枚を支給する。

2 環境局長は、カラス対策ネットを収納する必要があると認める場合は、ネット収納かごを支給することができる。

### (再支給)

第5条 カラスネットの支給については、次の各号のいずれかに該当する場合に再度支給ができるものとする。

- (1) 直近に配付を受けた日から原則3年を経過しているとき。
- (2) 経年劣化・不可抗力による破損等で、防鳥用として使用することができなくなった場合。
- (3) 環境局長が必要と認める場合。

(支給の申請)

第6条 代表者は、カラス対策ネットの支給を受けようとするときは、「神戸市カラス対策ネット支給申請書」（様式第1号）を環境局長へ提出するものとする。

(支給の決定)

第7条 環境局長は、前条の申請があったときは、当該クリーンステーションの所在及び重複申請の有無等を確認のうえ、支給を決定する。

(申請の却下)

第8条 環境局長は、クリーンステーションやごみの排出の状況等によりカラス対策ネットが必要ではないと認める場合は、申請を却下するものとする。

2 環境局長は、前項により申請を却下した場合は、「神戸市カラス対策ネット申請却下通知書」（様式第2号）により申請者へ通知を行う。

(支給の取消)

第9条 環境局長は、代表者が虚偽の申出等により不当にカラス対策ネットの支給を受けた場合、又は「神戸市カラス対策ネット支給申請書」（様式第1号）に記載する使用に際しての注意事項を遵守できない場合は、その支給を取り消すものとする。

2 環境局長は、前項によりカラス対策ネットの支給の取消を決定した場合は、「神戸市カラス対策ネット支給取消通知書」（様式第3号）により申請者へ通知を行う。

(カラス対策ネットの返還)

第10条 前条第2項の取消通知を受けた代表者は、直ちにカラス対策ネットを返還・撤去しなければならない。なお、返還・撤去できない場合は、カラス対策ネットの実費に相当する額を支払わなければならない。

(免責)

第11条 カラス対策ネットの使用に起因して生じた事故及び損害等については、市は責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、その都度環境局長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。